

第35回内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会 議事録

1. 日 時：令和5年7月27日（木）10：00～11：31

2. 場 所：中央合同庁舎第8号館5階共用B会議室

3. 出席者：

(1) 委員

座長 田辺 国昭	国立社会保障・人口問題研究所所長
梅澤 真由美	公認会計士
千葉 功	学習院大学文学部教授
牧原 出	東京大学先端科学技術研究センター教授
山内 暁	早稲田大学商学学術院教授

(2) 説明者

(公文書管理課)

坂本 眞一	大臣官房公文書管理課長
松尾 俊浩	大臣官房公文書管理課調査官

(北方対策本部)

富永 健嗣	内閣府北方対策本部参事官
榎本 沙織	内閣府北方対策本部参事官補佐（企画担当）

(（独）国立公文書館)

佐々木 奈佳	独立行政法人国立公文書館次長
--------	----------------

(（独）北方領土問題対策協会)

鶴田 賢一	(独) 北方領土問題対策協会事務局長
石川 毅	(独) 北方領土問題対策協会総務課長

(3) 事務局

岡本 直樹	大臣官房政策立案総括審議官
-------	---------------

(政策評価広報課)

盛谷 幸一郎	大臣官房政策評価広報課長
三輪 篤生	大臣官房政策評価広報課 課長補佐（独立行政法人担当）

○盛谷政策評価広報課長

ただいまから、第35回「内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会」を開催いたします。

議事に入ります前に、本府におきまして人事異動がございましたので、お知らせいたします。

この有識者懇談会を開催する政策立案総括審議官に異動がございました。新たに7月4

日付で岡本が着任しております。

また、7月11日付で政策評価広報課長に私、盛谷が着任いたしました。前任と同様、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は議事次第にありますとおり、主な議題といたしまして、3件ございます。独立行政法人国立公文書関係では令和4年度評価案について、独立行政法人北方領土問題対策協会関係では令和4年度評価案と第4期中期目標期間実績評価案について、それぞれ御審議をいただくこととなっております。

資料としましては、本体資料が資料の1-1から資料4までの計7点、参考資料が3点ございます。不備等がございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

また、開催方式ですけれども、これまで同様、オンラインシステムを併用させていただきたいと思っております。システム等の不具合がございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

また、本懇談会は開催規程に基づきまして、公開により進めさせていただきます。

それでは、議事の進行につきまして、田辺座長、よろしくお願い申し上げます。

#### ○田辺座長

早速でございますけれども、議事を進めてまいりたいと存じます。

まず、岡本政策立案総括審議官がこの独立行政法人評価の懇談会に出席するのは第1回目となりますので、御挨拶をお願いいたします。

よろしくお願い致します。

#### ○岡本政策立案総括審議官

おはようございます。

7月4日付で政策立案総括審議官になりました岡本と申します。よろしくお願い致します。

今日はお忙しいところを当方の独立行政法人評価のための有識者懇談会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日は公文書の関係と北方領土というなかなか専門的というかマニアックな事業でございますので、いろいろお気づきの点があれば御指摘いただければと思います。よろしくお願い致します。

#### ○田辺座長

どうもありがとうございました。

それでは「国立公文書館の令和4年度における年度評価案について」、公文書管理課長より御説明をお願いいたします。

では、よろしくお願い致します。

○坂本公文書管理課長

国立公文書館を所管しております内閣府公文書管理課の坂本と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、右肩に資料1-1とある資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

令和4年度における業務実績に関する評価案でございますけれども、令和4年度も例年と同様に15項目の評価を行い、その上で総合評価を行っております。各項目につきまして、資料の中ほどにあります業務実績に基づきまして、定量的な目標があるものについてはその項目の達成状況を中心にいたしまして、評定を判断した理由について簡潔に御説明をさせていただきます。

まず「1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の「1.国立公文書館事業」についてでございます。（1）は「行政文書等の管理に関する適切な措置」でございますが、これは現用文書についての項目でございます。こちらにつきまして、評価の視点は例年どおりでございますけれども、行政機関が設定する行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置、すなわち移管又は廃棄の設定に当たり、国立公文書館が確認をする仕組みになっておりまして、その目標を年度350万件以上と設定しております。これにつきまして、業務実績の1つ目のポツにございますけれども、専門的技術的助言と申しますが、約396万件実施しており、目標はクリアしているということでございます。加えまして、3つ目のポツにございますが、令和4年度におきましても、引き続き行政文書の電子的な管理が大きな課題になっておりまして、システム整備に向けて各省庁との間で検討会などを実施しておりますけれども、そうした場においても国立公文書館の方に出席をしていただいて、知見を生かしてアドバイスなどをいただいております。また、6つ目のポツにございますけれども、昨今の新型コロナ禍におきましては、コロナ感染症に係る事態を「歴史的緊急事態」と位置付けて、コロナ関係の文書について各省庁でしっかり管理をして、移管をしてもらうという取組をしておりますけれども、これにつきましても、通知などを踏まえまして、レコードスケジュールの確認などに際して各省庁と調整をし、移管に向けてしっかり取り組んでいただいているということでございます。したがって、目標を達成していることに加えて、こうした取組を行っていただいているということで、この項目については国立公文書館の自己評価Aを追認したいと考えております。

続きまして、（2）は歴史公文書等についての項目でございます。（2）は「歴史公文書等の保存及び利用その他の措置」としておりますけれども、まず①が保存に関する措置で、そのうち、アが歴史公文書等の「受入れ」に関する措置についてでございます。こちらの評価の視点のところでございますが、歴史公文書等の受入れ後に1年以内に排架をすることを目標にしておりまして、業務実績の1ポツ目でございますけれども、100%達成しているところでございます。また、イの「保存」に関する措置でございますが、評価の視点の1ポツ目でございますけれども、特定歴史公文書等の計画的な修復を行うことを目標

にしておりまして、業務実績の1ポツ目にございますけれども、人的作業による重修復につきましては400冊、虫損被害が甚大な資料についての機械を利用した修復については1,205枚と、それぞれ100%計画的に実施をしているところでございます。また、下から2ポツ目にございますけれども、行政文書の電子的管理については長期保存が大きなポイントとなりますけれども、長期保存フォーマットなどの調査検討についても予定どおり行っているということでございます。そうしたことから、保存に関するア、イについては、いずれもB評価にしたいと考えているところでございます。

続きまして、②の「利用に関する適切な措置」という項目でございます。このうち、アは一般の利用の請求に関する措置についての項目でございます。評価の視点のところがございますが、要審査文書について、30日以内に審査をして利用に供する割合を80%以上にすることを目標としております。これにつきまして、業務実績の1ポツ目にございますけれども、請求のあった要審査文書1,477冊のうち、大量請求を除いた分について、うち972冊を30日以内に利用に供したということで、83%を達成しており、目標は達成しているということでございます。したがって、この項目についてもBにしたいと考えております。

続きまして、イは利用の促進に関する措置ということでございまして、i)が展示、ii)がデジタルアーカイブによるインターネットでの資料の提供、iii)がその他の利用層の拡大に向けた取組ということでございます。このうち、まずi)の展示についてでございますが、評価の視点にございますように、展示会の入場者数を5万人以上とすること、また、展示会後のデジタル展示のページビューの数を40万ページビュー以上にすることを目標としております。こちらにつきましては、業務実績の1ポツ目にございます。令和4年度は企画展を5回、特別展を1回、館外展を1回実施しておりまして、入場者数は合計で2万7500人余りということでございます。これは、数値目標5万人に対して55.2%ということで、引き続きコロナの影響がございまして、達成できておりません。他方で、令和3年度の入場者数に比べますと276%になっているということで、順調に回復しておりますし、また、2ポツ目のデジタル展示のページビュー数は約50万ページビューとなり、数値目標を大きく上回っております。こうしたことから、全体としまして、この項目についてもB評価にしたいと考えております。

次に、ii)のデジタルアーカイブについてでございます。こちらでも評価の視点にございますが、目標としては新規提供コマ数210万コマ以上ということにしております。主要な業務実績の1ポツ目にございますけれども、この数値目標は達成できているということでございます。なお、2ポツ目にございますけれども、所蔵冊数165万冊のうち、これまでにデジタル画像の作成率は25%近くになっているということでございます。この項目についてもB評価にしたいと考えております。

iii)のその他の利用者層の拡大に向けた取組でございますが、こちらは数値目標はございませんけれども、業務実績の1ポツ目にございますように「国立公文書館ニュース」の

発行等、2ポツ目にございますように、館主催の見学の受入れなどを実施しているところ  
にございます。加えまして、上から5ポツ目にございますけれども、昨年度の本懇談会  
でも若者に対してインスタグラムで発信してはどうかといった御提言をいただいたと伺っ  
ておりますけれども、館において昨年12月からインスタグラムを開設しているというこ  
とにございます。インスタグラム自体のフォロワー数はまだ少ないのですけれども、SNS  
全体では、特にツイッターのフォロワー数が例年順調に伸びておりまして、全体で6万8000  
件余りに上昇しているということにございます。こうした取組を踏まえまして、この項目  
についてもB評価にしたいと考えております。

2ページ目に進んでいただきまして、③がその他の取組ということで、アが地方等との  
連携協力、イが調査研究、ウが国際的な活動ということにございます。まず、アの地方公  
共団体等との連携協力にございますが、評価の視点にございますように、地方から公文書  
館の運営などについて指導や助言等の求めがあった場合に必ず対応するということを目標  
にしております。こちらにつきまして、業務実績の1ポツ目にございますけれども、令和  
4年度は39件こうした要求があったということにございますが、全て対応しているとい  
うことにございます。また、三つ目のポツにございますが、国立公文書館のデジタルアーカ  
イブでは地方の公文書館も含めた横断検索の連携を進めておりますけれども、こちらにつ  
きましても、技術的支援によって新たに2機関と連携が可能になったということにござ  
います。こうした取組から、評価についてはBにしたいと考えております。

イの調査研究については、目標は調査研究成果の情報発信数を5件以上とすることとし  
ておりまして、業務実績のところにございますけれども、紀要や情報誌に5件の発信をし  
て達成しているということにございます。ウの国際的な活動にございますが、昨年度の本  
懇談会でも指標について御議論があったと伺っておりますけれども、今回引き続き目標2  
回と置いております。業務実績にございますが、1ポツ目にございますように、実際に2  
回発表をしており、具体的には、2ポツ目にございますが、ICAの対話や会合に参加を  
して発信をしたということにございます。こうした取組から、イとウについてもB評価に  
したいと考えております。

(3)は研修、人材の養成にございます。こちらについては、評価の視点の1ポツ目  
にございますように、研修の年間延べ受講者数を5,500人以上にすること、また、2ポツ目  
にございますけれども、アーキビスト認証の説明会を年間5回以上にすることを目標にし  
ております。業務実績の1ポツ目にございますように、研修の受講者数については年間4,788  
人となっており、これはオンラインを含めた当日参加者ということにございますけれども、  
数値目標比が87%ということで、若干足りていないということにございます。ただし、4  
つ目のポツにございますけれども、研修終了後の一定期間に講義のアーカイブ動画を視聴  
可能にしているということにございます。これはユーチューブで行っておりまして、視聴  
した数を見ても、会議全体を通して御覧いただいた数かどうかは分からないということ  
にございますけれども、一応3,000件を超えているということにございます、研修当日の受

講者数と合わせれば数値目標をクリアしていると言えるのではないかと判断したところでございます。また、業務実績の2ポツ目にございますように、アーキビスト認証の説明会については13回ということで、数値目標を大きくクリアしているということ、併せて、下から2つ目にございますけれども、アーキビスト認証の拡充のために「准認証アーキビスト」の骨子を決定したということで、取組を進めているということでございます。こうしたことから、全体として、この項目についてもB評価にしたいと考えております。

次に「2. アジア歴史資料センター事業」でございます。評価の視点のところにございますように、データベース検索のページビュー数を540万ページビュー以上とする、受入れから1年以内の公開を達成する、公開データの補正作業を2,000件以上実施することを目標にしております。これについては、業務実績のところにございますように、それぞれ100%かあるいはそれ近く、それ以上の数値を達成しておりますので、B評価にしたいと考えております。

「2. 業務運営の効率化」に関する事項でございます。こちらについては、一般管理費、事業費の総額について前年度比2%以上を削減するなど効率化に努めているということで、B評価にしたいと考えております。

「3. 財務内容の改善に関する事項」でございます。評価の視点にございます。所蔵する公文書資料等の活用による自己収入等の増加への取組として、具体的にはグッズの販売などで400万円以上とすることを目標にしております。こちらについて、業務実績の1ポツ目にございますけれども、実際には有償頒布等が328万円だったということで、コロナの影響があると思えますけれども、達成できていないということでございます。ただし、令和3年度に比べますと282%ということで、順調に回復しているところでございますし、また、三つ目のポツにございますように、昨年度は沖縄関係の特別展や鉄道関係の企画展などを実施しまして、そうしたグッズを工夫して好評を博したということでございますので、全体としてはB評価にしたいと考えております。

最後に「4. その他業務運営に関する重要事項」でございます。現在は国立公文書館新館建設に向けた準備がだんだん本格化しているところでございます。具体的には議連などもございましたが、そうした会議への対応でございますとか、あるいは内閣府において、現在、新館における展示や運営について有識者検討会を設けて検討しておりますけれども、そうした場に資料提供や説明の協力などをしていただいているということでございます。そうした取組を評価して、この項目につきましてもB評価にしたいと考えております。

以上の15項目について、A評価が1項目、B評価が14項目ということでございましたので、総合評定としてはB評価にしたいと考えております。

長くなりましたが、以上でございます。

○田辺座長

御説明ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、御質問等ございましたらよろしくお願いたします。いかがでございましょう。

牧原委員、よろしくお願いたします。

○牧原委員

大変貴重なお話をありがとうございます。カメラが今、都合が悪いので、このままでさせていただきます。

大変優れた目標達成だと思っておりますけれども、私が思ったのは、11番でしょうか。研修の実施の受講者数が数値目標比87%だけれどもということで、オンライン配信、アーカイブ動画の提供などで多くの人が研修を受講できる環境を整備したとあるのですね。大学でこういう研修のようなイベントを行うと、必ず最後に受講した場合に提出シートを送るというものがあるのですけれども、このオンライン配信の場合に、任意だとしても受講した場合に受講したことを公文書館側に伝えるような流し込みをすると、ある程度オンライン配信の視聴者の数を把握できると思います。それによってオンライン配信、アーカイブ動画の提供の受講者数をキャッチできるのではないかと思うのですね。ですから、そういう対応も検討されると、ここはもう少し数値目標をうまく設定できるのではないかと思います。

以上です。

○田辺座長

ありがとうございました。

この点、何かコメントはございますか。

○佐々木国立公文書館次長

国立公文書館次長の佐々木でございます。

今の点に関して、今回オンラインでの研修が全体からすると大多数の人数を占めている状況になりましたが、実際のところ、数字としては約4,700という数字を挙げさせていただいておりますけれども、各省に実際に行った実態を聞くと、一つのオンライン上で複数の人数で受講したという実績も幾つかあったと聞いておりますので、実際の受講者についてはかなり5,000人に近い、目標に限りなく近い数字であろうかと思っております。そういう状況であったというのは、今回は研修を始める前の段階では想定していなかった部分もありましたので、次回以降、仮に一つのオンラインで複数人が受講している場合について、正確な人数を把握することができるかどうかを検討し、また、各省に対しても集計ができるかどうかの確認をしていきたいと考えております。

○坂本公文書管理課長

御指摘のオンラインで受講した場合の認証と申しますか、そうしたことについては、Y o u T u b eの機能の制約などもあるかと思imasので、どのようなことができるのかは検討させていただきたいと思imas。

○田辺座長

牧原委員、よろしゅうござimasか。恐らく検討ということで、来年度以降と思われmas。

では、山内委員、よろしくお願いいたします。

○山内委員

今のところに関連するところで質問をさせていただきます。Y o u T u b eにはいろいろな機能があつて、完全公開ですとか、U R Lを知っている人だけがアクセスできるというものがあると思ふのですけれども、どちらで設定されていますでしょうか。

○坂本公文書管理課長

限定公開と認識しておimas。

○山内委員

それだと視聴人数はある程度把握されているという理解でよろしいでしょうか。

○坂本公文書管理課長

確認したところ視聴件数は3,000件以上ということだったと思imasけれども、結局、全編見ていただいたかどうかは分からないこともござimasして、実際の正確な人数を把握するのはなかなか難しいということござimas。

○山内委員

その限定公開のときに、相手がいてお知らせするわけなのですけれども、そこで何人にU R Lを配付したとか、そういうところで把握されたりできるのではないかと思つたのですけれども、それは難しいですか。

○佐々木国立公文書館次長

レアなケースかもしれmasけれども、一つのユーチューブの画面でもしかしたら複数人が視聴していたということもないとは言えないかと思imas。ただ、各省に事前に正確な人数を把握したいということ言えば、そういうことを含めて集計することはある程度可能かと思imasが、次回以降、より正確な数字を把握できるかどうかをもう一度検討し

てまいりたいと思っております。

○山内委員

ありがとうございます。

○田辺座長

ほか、いかがでございましょう。

○三輪政策評価広報課課長補佐

ここで、牧原先生からマイクが聞き取りづらいということでしたので、大きめの声でお話しいただけると助かります。すみません。

○田辺座長

では、梅澤委員、よろしく願いいたします。

○梅澤委員

A項目がついております1. 1. (1) に関して1点コメントさせていただきたいと思っております。画面共有は可能ですか。一番上の項目です。ありがとうございます。下から二つ目のポツの刑事参考記録のアドバイザーとしてという裁判所関連のところなのですが、世の中の的にも神戸の事件がかなり大きく報道されたこともありますし、世の中、特に経済社会においては電子帳簿保存法などもかなり浸透してきていますので、10年たったら保管しないみたいなところは、正直、国民の感覚的には驚いたところだったと思っております。そのような中で最新のテクノロジー及び文書管理のあるべき姿の両面から公文書館が果たせる役割は非常に大きいかと思っておりますので、このような観点から、この点は実は質的にとても価値のある部分ではないかと思っております。

以上、コメントでございます。ありがとうございます。

○田辺座長

ありがとうございました。

ほか、いかがでございましょう。

千葉委員、よろしく願いいたします。

○千葉委員

皆様の御意見が大体集中してしまうのですが、  
「研修の実施その他の人材の養成に関する措置」という項目で、アーキビスト認証に関する説明会を13回実施したというのは非常に良かったかと思っております。これは私も高く評価したいと思っております。この後、

准認証アーキビスト制度が本格的に稼働いたしますと、ますます説明会というか普及啓発活動が必要になってくると思いますので、さらにこれを拡充していただければありがたいです。

以上でございます。

○田辺座長

ありがとうございました。

今との絡みなのですけれども、この准認証のほうはいつぐらいから本格運用というか実施に至るのでしょうか。その種の計画と見通しがございましたらお聞かせ願えればと思います。

○佐々木国立公文書館次長

現在のところ、准認証アーキビストの仕組みの骨子案のようなものを提示させていただいておまして、それについて議論を進めているところです。令和6年の4月に第1回の認定を行えるよう準備を進めているところでございます。来年度初旬でございます。

○田辺座長

分かりました。ありがとうございます。

昨年度たしかこの御説明を伺って、まだ動いていないのかということと、なかなか大変なのだろうと。

○佐々木国立公文書館次長

そのときに説明したとおりのスケジュールどおり進んでいるところでございます。

○田辺座長

ありがとうございました。

ほか、いかがでございましょう。

山内委員、お願いいたします。

○山内委員

最初のところで、電子決裁システムのE A S Y (イージー) と読むのでしたでしょうか、これの説明があったのですけれども、前回聞き逃したのかもしれないのですけれども、これはいつから導入されているのでしたでしょうか。

○坂本公文書管理課長

御説明いたしましたのは、このE A S Yの機能ではなく、新しい電子文書管理システム

を令和8年度から導入するように準備を進めていることについてでございます。文書の作成、保存から移管や廃棄に至るまでの電子的な管理を一貫して行うようなシステムを政府において検討しているところでございます。

○山内委員

なるほど。では、DX化の一環ということですね。

それに関連しまして、これはコメントなのですけれども、最後のところで「その他業務運営に関する重要事項」で「内部統制の充実・強化」とあるのですけれども、DX化を進めると、それに合わせた内部統制を評価していく必要がありますので、ぜひこの辺りの専門家にも相談していただいて、DXに沿ったような内部統制を強化していただければと思っております。

また、これもコメントなのですけれども、インスタグラムを導入していただき、ありがとうございました。まだフォロワー数が少ないのがちょっと残念なのですけれども、ツイッターで「インスタグラム始めました」というようなつぶやきはされましたでしょうか。そこからつなぐと結構そちらに行くかと思いました。

○佐々木国立公文書館次長

ツイッターとかでは周知はしていませんけれども、ホームページ上ではインスタグラムを始めましたという周知はさせていただきました。

○山内委員

ツイッター上で「インスタ始めました」みたいなつぶやきをすると、そちらに行ってくれることがかなりありますので、ぜひお願いいたします。

以上です。

○田辺座長

ありがとうございました。

ほか、いかがでございましょう。

私から何点かお伺いしたいと思います。一つ目は、新型コロナウイルスの感染症に関わる事態の行政文書等に関して、歴史的な緊急事態であるというので収集と保存に関して議論したということなのですけれども、そもそも「歴史的緊急事態」に当たる文書だという決定というか認定はどうやっているのかが1点目の御質問でございます。要するに、これが重要だから残しておけという対象の決定はどこがやっているのかが分からなかったものですから、お願いします。

○坂本公文書管理課長

行政文書の管理に関するガイドラインにおきまして、特に社会的な影響が大きいような「歴史的緊急事態」に指定したものについては、各省庁において文書を作成して、基本的に移管するという仕組みを設けております。新型コロナウイルス感染症については、令和2年3月10日の閣議了解におきまして、これに関する事態は「歴史的緊急事態」に該当すると決定をしております。

○田辺座長

分かりました。閣議の決定は分かるのですがけれども、その前段階で例えばこれが文書に当たるぞというような委員会とか、審議会とか、そういうものは特に設けていない。

○坂本公文書管理課長

新型コロナに関する事態を指定することについて、この閣議了解に先立って有識者の検討会などを行ったかどうかということでございますか。

○田辺座長

そういうことですね。

○坂本公文書管理課長

公文書管理委員会に事前にお諮りしたかどうかは今把握しておらずお答えできませんけれども、恐らく、新型コロナウイルス感染症に関する事態をこの「歴史的緊急事態」に位置付けること自体は、異論なく決定をされたと思います。

○田辺座長

分かりました。1点目はそれでございます。

2点目は、今年に入って目立ってきた状況的なものなのですが、ChatGPTとかの資料収集の対象に、例えばこの「2. アジア歴史資料センター事業」のページビューなどはクローラーで大分閲覧されているのでしょうか。ないしは、逆に言うと制限を一切しないということだったら、それで大丈夫なのかというのが御質問でございます。

なぜ聞いたかという、別のところの国会図書館だったかの会議か何かで、概数だとは思いますが、クローラーで取られたものから今度はアクセスの件数を差引いたときに、3割ぐらい減ったとかというのがありまして、それは一部をクローラーを入れないようにという限定をかけたらこのようになりましたみたいな報告で、クローラーは別に攻撃だとは思いませんし、それをChatGPTに吸収されて、AIに吸収されて悪いということもありませんし、そこら辺の考え方とか、何かやっているのかということがありましたらぜひともお伺いしたいというのが、今年度のクエスチョンのナンバー2でございます。

す。

○佐々木国立公文書館次長

現在のところ、ChatGPT等の活用については。

○田辺座長

そうではなくて、要するに、そこに情報を吸われることに関して制限をかけているかと。

○佐々木国立公文書館次長

かけてはおりません。

○田辺座長

すると、今後学生さんがChatGPTで何か入れると、アジア歴史資料センターの画像みたいなものを入れたレポートが大学教員の下に届く可能性はあるわけですね。

○佐々木国立公文書館次長

可能性としてあるかと思います。

○田辺座長

分かりました。

ラストの3点目ですけれども、新館関係の業務への積極的な協力というところで、国立公文書館が積極的な役割を果たしていることは理解しましたけれども、この新館の建設のスケジュールは、今、どこら辺まで行っているのでしょうか。昔お伺いしたとは思いますが、計画どおり行っているのか行っていないのか等々を含めて、スケジュールみたいなどころをお知らせいただければと思います。

○坂本公文書管理課長

新館につきましては、令和10年度末の開館を目指して準備を進めております。建物につきましては、現在埋蔵文化財調査などを進めておりまして、本年度内には本体工事に着手したいと考えております。他方で、施設以外の館の機能をどうするか、あるいはその体制をどうするかといったことについては、まさに現在検討を進めておりまして、今後5年間で計画的に整備をしていきたいと考えております。

○田辺座長

ありがとうございました。

ほか、いかがでございましょう。

どうぞ。

○山内委員

参考資料1-1の財務諸表につきまして、私は会計が専門なので気になったのですけれども、最後のところの監査報告で監事の方の2人のサインがあります。この監事はどのように選ばれているのでしょうか。公認会計士の方ということですか。質問です。

○佐々木国立公文書館次長

お一人は公認会計士で、お一人は弁護士です。

○山内委員

なるほど。

○佐々木国立公文書館次長

先ほどのインスタグラムの件で訂正がありまして、インスタグラムを始めたときに、ツイッターでも最初の段階で始めたということをつぶやいておりました。失礼いたしました。

○山内委員

ありがとうございます。

以上です。

○田辺座長

ほか、よろしゅうございますでしょうか。

いろいろ御意見等はいただきましたけれども、この年度評価に関しましては、この評価は違うという御意見はお伺いしていないという認識でございます。当懇談会といたしまして、令和4年度における国立公文書館の年度評価に関しましては、特に意見をつけるものではないということで確定したいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(首肯する委員あり)

○田辺座長

ありがとうございました。

それでは、その形で進めていただければと思います。

では、公文書管理課、それから、国立公文書館の皆様は、これにて御退室いただいて構いません。どうも御説明、質問に対する回答をありがとうございました。

(公文書管理課・国立公文書館 退室)  
(北方対策本部・北方領土問題対策協会 入室)

○田辺座長

準備はよろしゅうございますでしょうか。

それでは、二つ目の議題である「北方領土問題対策協会の令和4年度における年度評価案について」、審議に入ってまいりたいと思います。

まず、富永北方対策本部参事官より御説明をお願いいたします。

では、よろしくをお願いいたします。

○富永北方対策本部参事官

内閣府北方対策本部の参事官をしております富永と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

独立行政法人の北方領土問題対策協会の評価につきまして御説明いたします。前提といたしまして、北方領土問題対策協会、略して北対協と呼んでいますけれども、5年間の目標期間を置いて計画を立ててやってきている法人という位置づけでございまして、前の5年の計画期間というのが平成30年度から令和4年度までの5年間ということで、この4月から新しい計画期間に入っております。したがって、本日御説明いたします令和4年度の業務実績につきましては、前の計画の最終年度の評価ということになります。いったん今のこの4月以降の計画を立てる段階で昨年見込みで評価をしておりますが、今回それを実績に置き換えたという流れになってございます。

それでは、内容について御説明いたします。概要で御説明いたします。

まず、北対協の業務、幾つか柱がございますけれども、最初の柱として国民に対する啓発広報をやってございます。さらにこの中で幾つか分かれまして、最初の一番上の「(1) 国民世論の啓発」ということで、啓発全体に係る取組として設けておりますのは、これは数値目標ということではないですが、広報に関して国民一般の意識、そういうところを見る調査を行うということで、この5年間の期間に3回やるということで、平成30年度、令和2年度、そして、令和4年度、3回実施したということで、目標を達成しておりますので、ここについてはBということにしております。

続きまして、この啓発について個別の事業で三つ挙げております。三つそれぞれに数値目標を置いております。まず「①北方領土返還要求運動の推進」というところでございまして、こちらは数値目標を三つ置いております。一つが、いろいろな各地方において大会と呼んだりしておりますけれども、イベントごとを行うときに、その参加者について、参加者に占める若年層または初参加者、この割合を伸ばしていくという目標を立ててございます。もう一つはSNSでございまして、情報発信の件数、それから、その読者数について指標を立てております。それぞれの令和4年度の結果ですけれども、イベントの

参加者につきましては、残念ながら若年層又は初参加者の割合、これが目標を下回っているということになってございますが、要因として分析されるのは、新型コロナウイルスが流行した期間において、令和2年度、3年度、非常にイベントそのものが実施できないあるいは実施をしても参加者の参加人数を絞るということをやっております、非常に全体の人数が下がったということがございました。逆に令和4年度につきましては、徐々にこれを元の形式に戻すということをしておりまして、全体の参加人数が例年レベルに戻ってき始めているということがありました。そういう中で、どちらかという関係者の方々とか、従前から参加していただいている人の戻りのほうが大きくなったということで、割合で見ると、若年層、そして初参加者の方、人数は戻ってきておるのですが、目標より少し下回ってしまったということはある意味一つの外部要因かと捉えてございます。SNSのほうは、こちらからの発信件数、読者数それぞれ目標を上回っておりますので、この項目①は全体としてBとつけてございます。

次に「②青少年や教育関係者に対する啓発」というところでございます。こちらについては、1点数値目標を掲げておりまして、これは北対協のホームページ、こちらに北方四島について歴史や地理の分野の学習教材、これを掲載してございます。こちらのダウンロード数を指標として置いておりますけれども、こちらは目標をクリアしているということで、この項目はBということにしております。

続きまして、啓発の最後ですけれども、③、次の2ページ目の一番上でございますけれども、こちらは啓発施設についての指標を置いております。北方四島の隣接する地域に1市4町ということで根室市以下各四つの町がありまして、この中で根室、別海、羅臼それぞれに北対協の啓発施設を設けてございます。この来場者数、集客数、こちらを指標に置いておりますけれども、こちら先ほどのいろいろな大会等の参加者と同じ事情でございまして、コロナ禍におきましてなかなか来場者が見込めなかった、あるいはそもそも閉館する期間もあったということもございまして、いったん、かなり減りました。そのような中で令和4年度、こちら戻ってきている過程にございます。そういう中で目標数に対してはなかなか達成するところまで行っていないのですけれども、何とか頑張ってきてはいます。トレンドとしては上がってきているところでございますので、こちら外部要因ということでBということにしております。

啓発については以上でございまして、次が「(2) 四島交流事業」のところでございます。こちらにつきましては、指標としては、毎年例年でありまして夏に実際に北方四島に船で行っていただくということで「ビザなし交流」等の事業を行っておりますけれども、この事業に参加された方に事後にどういふことを体験されたかを発信していただくという指標を設けてございます。発信件数が1事業当たり550件以上ということで指標を設けておりますけれども、こちら令和2年度、3年度につきましてはコロナの影響、そして、令和4年度におきましてはロシアのウクライナ侵略ということがございまして、事業そのものが実施できていないという事情がございまして、そういう中で令和4年度につきましては

は、事業ができていない以上、この指標が事後的な発信ですので、指標そのものが取れないということになってございます。ただ、この交流事業そのものではございませんが、別途の事業といたしまして、この船を利用しまして洋上で慰霊を行うということ、あるいはこの船の一般公開ということで別の取組を進めてございまして、これらの取組全体を総合して、外部要因も考慮いたしまして、Bということにしております。

次に「(3) 調査研究」のところでございます。こちらは協会では様々な調査研究を毎年度行っておりまして、その成果をホームページで公表しております。近年は様々な元島民の方を中心に貴重な資料をお預かりして、そちらを目録化してホームページ上で公開するという取組はやってございますけれども、こちらの引用、そして、利活用件数、これを指標として置いてございます。こちらについては、いずれも目標を達成しているということでBという判定にしております。

続きまして、一番下の「(4) 元島民等の援護」ということで、こちらは元島民の方々が様々な署名運動等々の北方領土返還要求運動あるいは資料収集等を行っておりますけれども、そういうところの支援、そして、実際にこれはまた北方四島に行くという事業でございまして、自由訪問、それから、航空機による特別墓参という取組も例年であれば行っているところでございますが、こちらも特に後半二つの島に直接行く事業については昨年度は行えていないということがございます。ただ、元島民の皆様の運動、そういうものに対する支援は可能な限り行っておりますので、こちらも全体としてBということをつけてございます。

次のページをお願いします。3ページ目の一番上の「(5) 北方地域旧漁業権者等への融資」ということで、従前、戦前に北方四島地域で漁業を営まれていた方、あるいは島に住まれていたのですが本土へ越してこざるを得なかった皆様につきまして、低利融資の制度を設けてございます。協会で行っております。この低利融資に関しまして、幾つか指標を設けてございまして、一つが融資の相談件数、もう一つがリスク管理債権の比率、もう一点、融資の説明会・相談会についての回数、これについて指標を設けてございます。融資に関する相談の件数は目標をクリアしているということでございます。また、リスク管理債権比率、こちらは全国の金融機関の平均値に対して下回るという目標を課しておりますけれども、こちらでも達成をしているということで、この項目についてもBということをつけてございます。

ここまでが業務に関する指標でございまして、ここから先は業務運営あるいは内部管理についての指標でございます。Ⅱ. 以下でございまして、まず、業務運営の効率化というところで置いてございまして、こちらの指標としましては、数値目標としては一般管理費を抑制する、そして、業務経費、こちらでも抑制をするということで目標を置いています。前者の一般管理費につきましては、この前の期、平成29年度までの期間の最終年度、平成29年度に対して、この5年間を通して7%の削減を実現するというので、これを最終年度に達成したということでございます。また、業務経費は毎年前年度比1%を効率化

するという事ですけれども、こちらも4年度達成しているということで、Bにしておるということでございます。

次の調達の合理化のところでございます。こちらは数値目標というところまでは設けてございませんが、一者応札あるいは一者応募の改善、あるいは随意契約や一般競争入札の要件や規程の明確化というところで置いておまして、それぞれ取り組んでおるということで、こちらもBにしてございます。

次に、一番下のⅢ. で財務内容の改善というところでございます。こちらは大きく三つありますけれども、一つ目が「一般業務勘定」で、短期借入金の限度額を定めておりますが、今年は短期借入金をしていないということで、該当なしということになっております。

それから、先ほどの低利融資について貸付けの勘定を置いてはございますけれども、こちらは市中の金融機関から借入れを行って、それを原資にして貸付けをするという流れになっておりますが、この原資となる借入れについて短期の借入金、こちらの限度額を14億円としてございます。こちらはこの限度額内の借入れということになりましたので、Bとなっております。

また、その次の「重要な財産の処分等に関する計画」ということでございますけれども、こちらは確認的に置いてあるようなところですが、先ほどの低利融資の原資として短期の指標がありました。これに対して長期の借入金をやっております。こちらについて担保として当初に協会の資産として10億円、こちらを置いております。引き続きこの10億円を担保に供しておるということで、こちらもBということにしてございます。

最後、次のページですけれども、「その他の事項」ということで、公文書管理、個人情報保護、情報公開あるいは情報セキュリティ、人材育成、業務効率化等々につきまして、これも定性的な書き方となっておりますけれども、それぞれ取り組んでおるということで、Bにしてございます。

以上で全ての項目Bということで置いておりますので、全体として令和4年度の評価につきましては、Bということにさせていただきたいところであります。

説明は以上でございます。

○田辺座長

ありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問等ございましたらよろしくお願いたします。山内委員、よろしくお願いたします。

○山内委員

コメント一つと質問を二つさせていただければと思います。前回も前々回も同じ発言をさせていただいたのですけれども、元島民等の方々には非常に不安を感じられていると思いますので、洋上慰霊も進められているということで、非常にいいと思いました。引き続き

そのような寄り添った支援をしてさしあげてもらいたいと思っております。

質問につきましては、参考資料の財務諸表のところで二つ気になるところがありました。2ページ目、破産更生債権が結構多いと思いました。それに対して貸倒引当金が割と少なめに計上されているのですけれども、8ページに、これは企業会計と同じだと思うのですけれども、「個別に回収可能性を検討」ということで、残りは全額回収できるという理解で大丈夫なのでしょうか。

○富永北方対策本部参事官

リスク管理債権につきましては、審査の段階から市中の貸付金融機関が加入している個人情報管理をしている組織がございますけれども、そちらに加盟しておりまして、情報収集に努めるとともに、仮に延滞等が起こった場合もきめ細かくに対応していくということで、実際の審査以降の業務の流れの中においても焦げつきを発生させないようにという取組をしておりますので、債権比率ということでも抑えておりますし、実際の対応におきましてもきちんと対応しているということもありまして、それに見合った例えば引当金の額とか、そういうところを置いておるところでございます。

○山内委員

ありがとうございます。

もう一点、3ページ目の固定負債に資産除去債務というものがあって、注記の12ページを見ますと「アスベストの除去」と書かれていて、この期間は結構長いですね。アスベストの除去、支出発生までの見込期間27年なので、27年後にアスベストの除去をされるのは長いかと思いました。その間に例えば地震とかが来て割れてアスベストが出てきたりすると、働いている方とかも危ないかと思ったのですけれども、どういう御判断でこの期間なのでしょうか。

○富永北方対策本部参事官

ここは実績は最近出ていないのですけれども、その考え方は分かりますか。協会、お願いします。

○鶴田北方領土問題対策協会事務局長

御質問ありがとうございます。

根室市の納沙布岬にある北方館内の床のPタイル、それから、天井の部材に非飛散のアスベストが含有されているという調査結果になっております。これは取り壊す際にアスベスト除去に関する諸規則に基づいた除去が必要になるところで、会計基準の改訂に伴って資産除去債務を負債として計上することとされておりまして、建物は基本的に50年の耐用年数になっており、残りの耐用年数に合わせた形で計上をさせていただいているというこ

とでございます。期中において綻び等が出たら、それはしっかりと対応をしますが、将来的な負債として、資産除去債務としてそういうものがあると示させていただいております。

○山内委員

分かりました。

建物に綻びが出たときは適切に対処していただけるということで、理解いたしました。ありがとうございます。

○田辺座長

ほか、いかがでございましょう。

では、梅澤委員、よろしく願いいたします。

○梅澤委員

ありがとうございます。

1点だけコメントさせてください。Iの(1)の③の国民一般への情報発信の部分なのですが、引き続ききめ細やかな工夫をされたSNSの活用がすばらしいと感じました。例えばショート動画というトレンドを踏まえて導入されていたりするのも、多くの方に見ていただく、特に若い層に見ていただくための施策を多く打たれていると感じます。これは今回の評価対象期間内ではないのですが、今週たまたまエリオくんのエゾシカ発言のツイッターの件も報道でメディアで拝見しまして、そのときも北対協さんのコメントが非常に一貫性のある企業などが一般的にやっているマーケティングやブランディングの観点に沿ったすばらしいものだと感じましたので、ぜひ引き続きSNSの活用による啓発を続けていただければと思います。

以上です。

○田辺座長

ありがとうございました。

牧原委員、よろしく願いいたします。

○牧原委員

様々な活動をされていて、ウクライナ戦争で返還そのものは絶望的だと思うのですが、啓発は重要だということだと思うのですね。例えばそれこそウクライナ戦争について講演会をしたらいかがでしょうか。返還が難しいからこそ、この対策協会の意味が逆にあると思いますので、現地に来てもらうとか、ウェブ配信も含めて、それから、今まで北方領土のいろいろな現地訪問事業などで参加されている研究者などの人にも、アプローチすることができるのではないかと思います。国民世論の啓発という意味ではそういうこと

もお考えになって、様々な識者との関係性を強めることができるのかと思いました。  
以上です。

○田辺座長

ありがとうございました。

何かコメントはございますか。もしかしたら若干いろいろなところと相談しないといけなくてという部分はあろうかと思うのです。

○富永北方対策本部参事官

ありがとうございます。

これはウクライナの問題が始まる以前から、ロシア情勢についての知識あるいは最近の情報というのは非常に重要だということは従前から認識はしてございまして、例えば、余り国民一般向けということではございませんが、関係者の研修会みたいところでロシアの専門家の方をお招きして講演をお聴きする機会は設けてございました。今のウクライナ情勢を正面からということは、なかなか今の状況でどこまでできるのかというのはありませんが、実際に昨年、今年とこの状況の中でロシア情勢について専門家の方にお話しいただくと、必然的に今のウクライナ情勢に触れるところもあるという形での情報共有はできてございますので、それを広報と啓発にどう生かしていくかはまた検討したいと思います。

○田辺座長

ありがとうございました。

ほか、いかがでございましょう。

私から1点だけ「(1) 国民世論の啓発」のところ、2ポツのところですけども、令和4年度において調査を実施したということが書かれております。お金のほうを見ると、1億円ぐらい掛かって委託して調査したということがありますので、実際のところどのような調査をしたのかということ、調査の概要というのでしょうか、普通だったら、例えば、回収率やその種のを、調査した後は大体出しますよ。調査の結果としての結論みたいなもので何か特徴的なものがあればお教えいただきたいと思いますが、その点、いかがでございましょう。

○鶴田北方領土問題対策協会事務局長

今の御質問について確認をしたいのですが、資料2-1の「(1) 国民世論の啓発」のところの調査のことでございますか。

○田辺座長

はい。

○鶴田北方領土問題対策協会事務局長

まず、1億円という金額につきましては、調査に1億円をかけたという意味では全くなく、(1)①、②、③の事業全体に対応しており、調査を1億円かけて行ったという意味ではないというのがまず一つございます。

その上で、調査については、定点調査として、5年間に3回行った結果として、若年層の関心度が低い、その結果を良くするための行動として、SNSの強化が一番多く言えるのかと思っております。既存のエリカちゃん、エリオくんを用いた啓発、それから、YouTubeの短編動画を作って短い時間で北方領土を学べるという事業を展開していることは、調査結果を受けて、それを改善するためにどうしたらいいか検討した結果を反映したということになっております。

○田辺座長

分かりました。

フィードバックのほうは分かるのですが、そもそも、だれを対象に調査したのかははっきり書いていないので、そこら辺はいかがでございましょうか。

○鶴田北方領土問題対策協会事務局長

この調査の対象は幾つかのカテゴリーに分かれておまして、18歳から29歳、30代、40代、50代、60代の各年齢層で約600人、また対象地域は全国、男女比につきましては半々という形で行っているところでございます。

○田辺座長

ありがとうございました。

どこかにその記述を入れておいていただければ、特にこの時期とは申しませんが、EBPMとかが叫ばれると、どういうデータを使っていたのだというのはすぐ気になる人は気にしますので、余り細かく書かれても意味はないかもしれませんが、最低限のところは何かの形で記述いただければと思ったということでございます。

ほか、いかがでございましょう。

山内委員、お願いします。

○山内委員

財務諸表のところでもう一度質問させてください。80ページ、81ページに監査報告で、これは非常勤の監事の方をお願いしていて、めくると82ページ、83ページで、こちらもあらず監査法人、独立監査人のいわゆる監査報告書が出ているのですけれども、これはダブルで監査をしていただいているという理解でしょうか。非常勤のこちらのものは内部監査的なものでしょうか。

○富永北方対策本部参事官

非常勤の監事につきましては、当法人の役員ということで、非常勤であります。監事に就任していただいています。お二方いらっしゃいますけれども、お一方は公認会計士の方で、もう一人は北海道の地元の事情に詳しい人ということで、両方とも団体から推薦いただいて、特に公認会計士の方は公認会計士協会から推薦いただいて就任していただいておりますので、内部でまずは協会としての監査を監事にやっていただいて、また、外部の監査人として法人にやっていただいているということでございます。

○山内委員

分かりました。ありがとうございます。

○田辺座長

ほか、いかがでございましょう。よろしゅうございますか。

ほかに御質問等ないようでございますので、意見はいろいろ参考になる意見をいただきましたけれども、この北方領土問題対策協会の令和4年度における年度評価案に関しまして、特に評価の上げ下げ等に関する意見はございませんでしたので、当懇談会といたしましては、特に意見はないということで確定したいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

(首肯する委員あり)

○田辺座長

ありがとうございました。

それでは、その形で確定させていただきたいと存じます。

次に、同じ北方領土問題対策協会でございますけれども、第4期中期目標期間における期間実績評価案に関しまして審議をしたいと存じます。

では、富永参事官より御説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○富永北方対策本部参事官

続きまして、協会の第4期、平成30年度から令和4年度までの5年間につきましては全体の評価ということで御説明をいたします。先ほどの令和4年度、昨年度の御説明と若干重複するところもございますので、なるべくこの5年間のトレンドというところで見たいところに絞って御説明したいと思います。

まず、啓発のところでございますが、(1)の調査は先ほど説明があったところがございます。

各個別のところでございますけれども「①北方領土返還要求運動の推進」で、県民大会等の事業への参加者の割合、このうち、若年層・初参加者割合のところでございますけれども、令和4年度は残念ながら達成できなかったわけですが、トレンドといたしましては、若年層については最初の4年間、こちらの達成はできておりました。初参加者につきましては、令和元年度に達成をした後、令和2年度以降はコロナで全体人数が減った影響を一番受けているのが初参加者かということで、こちら昨年度のところでお話ししましたが、全体人数が絞られるとどうしても関係者の方が割合としては増えてしまうのかというところでありまして、なかなか達成が難しかったところがございます。SNSでございますけれども、発信につきましては、それぞれ各年度とも目標を達成してございます。読者数につきましては、初年度だけ少し目標に届かなかったところではございますが、元年度以降の4年間につきましては、目標を相当上回って推移をしてございます。最新の令和4年度でいけば、目標に対して5倍増しぐらいのところに来ていますので、全体を勘案してBにしたいということを考えております。

次に「②青少年や教育関係者に対する啓発」のところ、教育教材のダウンロード数ということでございますけれども、こちらは、期間中、すべて目標をクリアしているということになりますので、Bとつけてございます。

次のページでございますけれども、「③国民一般に対する情報発信」というところで、こちらは施設の入場者数でございますので、令和2年度以降の3年間につきましては、残念ながらいずれも目標に達していないというところがございますが、令和4年度につきましては、少しずつ戻ってきているということになっています。また、それ以前の平成30年度、令和元年度につきましては、北方館では目標クリア、別海のほうは30年度は残念ながら少し達成できなかったのですが、羅臼も2年間達成してございますので、これも全体を勘案してBということにしたいと思っております。

次の「(2) 四島交流事業」でございますけれども、こちらは令和2年度以降、コロナの後のウクライナ情勢も含めてこの3年間は事業をできないということで、測定不能ということでございますが、その前のところでございますけれども、この1事業当たりの発信件数ということでは、初年度には全部ではございませぬが達成できた回もございましたが、その次の令和元年度はなかなか達成が難しかったところがございます。ということで、要因を分析しますと、事業が終わった後にその内容を発信していただくということですが、例えば元島民の方々やその関係者、要は、一般の方々にいろいろ情報発信していただくというのはなかなかハードルが高いところもありまして、ツイッター等でやっていただく、あるいは職場等に戻って報告していただくという手段はありますけれども、個人に強制することも難しいということもありますので、こちらは今期から目標の立て方を少し改善しまして、あまり個人の方に御負担をかけるというよりは、協会のほうで全体の発信をするウエートを高めるということで、これは従前から個人の発信と協会の発信をミックスした件数でやっていただけですけれども、より協会の発信のウエートを高めるというよう

に今期から改めてございますので、そこは改善していきたいと思っております。いずれにしても全体を通じてウクライナ情勢の影響も受けておりますので、こちらはBということにさせていただいております。

次は「(3) 調査研究」のところでございます。こちらは調査研究結果の引用数・利活用数いずれもこの期中5年間を通じて目標を達成してございますので、Bとしてございます。

続きまして、次のページの「(4) 元島民等の援護」でございまして、ここについても考え方としては令和4年度と同じでございましてけれども、直近の3年間については実際に島に行く事業ができないことがございます。その中で期中を通じて元島民の方々の運動等についての支援ということでは行わせていただいておりますので、こちらは全体としてBとさせていただきたいと思っております。

その次の(5)の融資につきまして、それぞれ指標はございますけれども、まず、リスク管理債権比率、これは期中を通して基準以下に抑えてございます。また、融資の相談件数、これは令和2年度だけ達成できなかったのですが、残りの4年分につきましては達成してございます。令和2年度、3年度につきましては、3年度は件数としては達成してございますけれども、そもそもコロナの影響を受けている期間中になかなか事業ができないので、融資を受けるニーズも下がってしまっているという事情もございまして、相談件数も頭打ちになったところがあります。また、融資の額自体もこのコロナ以降少し減ってきているところもございまして、そういう影響もございましてけれども、相談についてはなるべくきめ細かにお一人お一人、低利融資の対象者は決まっておりますので、元島民の関係者に限られておりますので、それらの方々に個別に御連絡するとか、そういうことも取り組ませていただいて、きめ細かくニーズを拾うということはやっております。また、説明会の回数につきましては、これも令和2年度以降達成できておりません。こちらもなるべく開催していきたいというのはありますけれども、対象の皆様が高齢化していることを考えますと、オンラインという選択肢もあるのですが、それよりも個別にというニーズも高いものもございまして、説明会をやるにしてもリアルで集まってという御要望も多いものですから、ここ数年は残念ながら達成できておりませんが、今後また取り組んでいきたいということも含めまして、全体としてこちらBということにしてございます。

それ以降につきましては、業務運営のところでございますけれども、一番上の効率化のところは令和4年度と同じでございましてけれども、一般管理費は5年間を通じて減らすということでございまして、業務経費の減らし方、これは前年度より減らしていくということで、5年間ずっと達成してございますので、Bということにさせていただきたいと思っております。

また、その次の調達合理化、あるいは次のページに幾つかこれも4年度と同じ項目を立てておりますけれども、年によって取組が違うということもございまして、ずっと継続してやっておりますので、いずれもBということにさせていただきたいと思っております。

以上で、すべての項目でこの5年間を通じてBという評価をつけたいということで、5年間全体の総合評定もBということでつけたいと思っています。

説明は以上でございます。

○田辺座長

御説明ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。いかがでございましょう。

山内委員、お願いいたします。

○山内委員

先ほど元島民等の方々にきめ細やかな融資を個々に相談してくださっているということ、不安も和らぎますし、非常にいいことだと思いました。コメントです。

以上です。

○田辺座長

ほか、いかがでございましょう。

私から若干コメントでございます。評価のBということに関しては、特に異議はございません。ただ、これは4期の終わりなので、恐らく次の期中期期間の目標設定をどうするのだという議論に今年度から入っていくのだろうと思われるところでございます。それを考えますと、残念ながらウクライナ情勢等は簡単にはよくはならないだろうという国際状況に鑑みますと、この組立て自体は変える必要はないですし、この独法の目標も変える必要も特にないのだろうと思います。逆に下手に変えると、国際状況がちょっと変わったぐらいでこのミッションを降ろすのかということにもなりかねませんので、そこは強烈にフレームと目標は守っていただきたいとは思いますが、他方、活動のウェイトも今期でも大分工夫なさっていたと私自身は見ていますけれども、来期以降もまたいろいろあれやこれやと工夫しないといけないのだろうということは確実なのだろうと思います。

そうしたときに、数値目標の立て方で、立てられるものに関しては立てておいたほうが評価の際に、できた、できないという判断は楽なので、それは、できるものに関してはやっていただきたいというのが1点目。2点目は、だけれども、やはり数値目標ではきついものに関しては定性的な活動の方向性みたいなものを書いておいて、それに関して何をやったというのを事後的に並べていただいて、情報をいろいろやり取りしないと、評価する側も厳しいところはあるのですけれども、それで評価できるような形、つまり、柔軟性を持たせつつ目標は堅持しというところの評価フレームみたいなものをお考えいただいたほうが、5期以降、こっちの評価するほうもやりやすいのではないかと思った次第でございます。

中期計画自体に関して別に評価する側が口を入れる権限はないのだろうとは思いますが、評価というその後の作業のことを考えると、そんなことをお考えいただきながら進めていただければ幸いです。

以上です。

ほか、いかがでございましょう。よろしゅうございますでしょうか。

では、北方領土問題対策協会の第4期中期目標期間における期間実績評価案に関しましては、当懇談会といたしましては、特に修正を求めるものではないということで確定したいと存じます。よろしゅうございますでしょうか。

(首肯する委員あり)

○田辺座長

ありがとうございました。

それでは、これで審議は終了いたしましたので、北方対策本部、それから、北方領土問題対策協会の皆様方におかれましては、これをもって御退席いただいて構いません。どうも御説明、御回答をありがとうございました。

(北方対策本部・北方領土問題対策協会 退室)

○田辺座長

最後に、事務局から当懇談会の今後の予定等につきまして御説明をお願いいたします。では、よろしくお願いいたします。

○三輪政策評価広報課課長補佐

それでは、資料4「今後のスケジュールについて」ご説明させていただきます。

本日御審議いただきました。国立公文書館の令和4年度における年度評価案、北方領土問題対策協会の令和4年度における年度評価案、それから、第4期中期目標期間における期間実績評価案、この3つについて御審議をいただいて、評定について御了解いただいたということになります。今後8月に入ってからになると思いますが、政務三役にも説明する必要がございます。それが済めば、府内決裁を行い、総務省に送付すると。これは別に審議の対象になるわけではないのですが、参考で通知するものでございます。

評価の方はこれで一段落ということになりますが、次は、目標について御審議いただくということになります。こちらは来年の1月頃に、お集まりいただき、御審議いただくこととなります。昨年度は国立公文書館のほかに北方領土問題対策協会の中期目標につきまして御審議をいただきましたが、今年度は国立公文書館の年度目標だけということになります。2月には調整を終え、固めまして、法人に通知して公表するということとなります。

以上でございます。

○田辺座長

ありがとうございました。

スケジュールに関する御説明でございましたけれども、何か御質問は。

○三輪政策評価広報課課長補佐

座長、1点、資料4に間違いがございました。「令和5年度目標」と書いてしまっておりますが、「令和6年度目標」でございます。すみません。

○田辺座長

そこは御修正いただければと思います。

何か御質問等はございますか。この資料に書いてあるとおりのスケジュールで行ってまいりたいと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

では、特にないようでございますので、議事の進行を事務局にお返し申し上げます。

○盛谷政策評価広報課長

皆様、本日はどうも円滑な運営をありがとうございました。

以上をもちまして、本日の懇談会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以 上